

奈良女大家政 相川佳子

1. 第1報および第2報において、宋代都市生活者の服飾の種類やこれらに関する規定、供給の形態、および服飾の主要な要素であると同時に身分や階級をあらわす社会的意義の大きいかぶりものについて報告したが、本報では宋代の衣服の実態を知ることがを目的としてさらに詳細に検討をすすめた。

2. 資料は服飾に関する公的な記録として宋史輿服志、民間の記録として風俗や生活様式などを比較的くわしく書き記している当時の随筆類および絵画を使用し、さらに具体的な形や寸法を知るために宋・元時代の墓より出土した衣類数種に関する発掘報告を参照した。

3. 当時の宮廷貴族、高級官僚、都市商人達の衣服は上衣に、袍、襖、衫、背子、襦などが用いられ、下衣は裳、袴、裙であった袍と衫および袴は形式や用い方によってさらに種々の変化型があることが知られる。文献に見られるこれらの衣服は、絵画の着衣像によってその形式や用い方を具体的に知ることができる。庶民の衣服に関しては、色、文様、材料、製作技法などにさまざまな禁令が出されているが、一般に衣服が華美になったことは上記資料からも推察される。宋代の服制は唐制に因るといわれるが、発掘品の中には正倉院御物の衣服と形式、寸法とも一致するものもみられて、唐の遺制が広く滲透していたことが知られる。